

## Ⅵ 滋賀県立高島高等学校 生徒心得

この心得は、よりよい学校生活の秩序を維持するために定めたものである。

これにより、高校生としての自覚を持って、充実した規則正しい生活を送り、将来有為な社会人となるよう努力しよう。

### 一、礼儀について

1. 目上に対しては、言葉遣い・態度に気をつけ、礼儀を失わないようにすること。
2. 生徒間においては、親愛の念をもって、努めて相互にあいさつを交わすこと。

### 二、公衆道徳について

1. すべての公共の施設・設備等は丁寧に取り扱い、汚損しないこと。
2. 他人のものは無断で使用しないこと。
3. 団体行動するときは、各自行動に注意して全体の統制を乱さないこと。
4. 電車・バス等を利用するときは、周囲に迷惑をかけるような行為はしないこと。
5. 講演・映画・演劇等の会場では、環境を乱し品位をおとす行為をしないこと。

### 三、交通安全について

交通規則を守り、特に次の事項に注意すること。

1. 道路歩行時、自転車運転時に横隊列を組まないこと。
2. 自転車の二人乗り・無灯火・かささし・携帯端末等の操作をしながらの運転はしないこと。
3. 信号・標識等の確認は正しく行うこと。
4. バイク・自動車等を運転しないこと。

### 四、風紀について

学校の内外を問わず、秩序を乱すような不規律な行動はしないこと。

1. 次の行為をしないこと。
  - (ア) 飲酒・喫煙
  - (イ) 公衆遊戯場その他好ましくない場所への出入り。
  - (ウ) 風紀上害のある書籍・雑誌等の所持閲覧。
  - (エ) 暴力又は脅迫的な行為及びそれらを扇動する行為。
  - (オ) 生徒相互・他校生・社会人との不明朗な交際や無断外泊。
  - (カ) 規定に反する服装を着用しての登下校。

2. 許可なく次の行為をしないこと。

(ア) 校舎内における危険物・火気の使用。

(イ) 金銭の徴収・貸借。

(ウ) 在校時間中の外出・欠課・早退及び完全下校時間以後の居残り。

## 五、服装について

服装は常に清潔で華美に流れないように留意し、通学時には学校指定の制服を着用すること。

本校生徒の服装を次の通り規定する。

(ア) 服装

学校指定（Tマーク入り）のスーツ、スカート、スラックス、セーターまたはベスト、長袖カッターシャツ、ネクタイを正しく着用すること。

※スカートの丈は膝頭を目安とする。

(イ) 防寒のコート・マフラー・手袋については冬期の着用を認めるが、色・型が華美に流れないように留意すること。ただし、室内では着用しないこと。

(ウ) 校章はスーツの所定の所につけること。

(エ) 学校指定の制服、ネクタイを变形することは一切認めない。

(オ) 学校指定の制服はすべて所定の手続きを経て、高島高等学校制服指定店で購入すること。

(カ) 男女ともに染色・脱色・パーマをはじめ、一切頭髪に加工を加えてはいけない。

(キ) 髪型は過度に流行を追うことなく、奇抜なものにならないこと。

## 六、スマートフォン・携帯電話について

1. 携帯端末（スマートフォン、タブレット等）を使用する場合には、十分注意をしてください。また動画および写真を撮影する際は、肖像権および著作権の侵害にならないよう注意を払うこと。
2. 他人を誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう…根拠のない悪口やうそなどを言って他人の名誉を傷つけること）するようなSNSやメール等の利用を絶対にしないこと。また、特にSNSの使用にあたってはトラブルに巻き込まれないようにすること。